

九月二十三日三〇〇頃真和志村安里驛ハス停留所前ニ兵一(所屬不明陸軍等兵)泥酔倒レアリハス職員ニ依リ停留所裏ニ寝カセアリシモ翌朝職員ノ見ルニ同兵姿ナク現場ニ三〇年式銃剣(五七五三六八)茨原ト記入セル片布アリ 編上靴(土文三分)

右ノ品ハ球第一八〇ニ部隊田邊中尉保管シアリ

各隊公用證不足ト小單位ニ分散作業ノ關係上部隊内ノ連絡兵ニシテ公用證又ハ證明書所持共市内ヲ横行スル兵アルモ將來近距離以外ノ連絡兵等ハ證明書等ヲ所持セシメ身分及任務等ヲ明瞭トシムルヲ可トス

石第二八二部隊(作業隊)陸軍等兵澤井正富(石第四八部隊德隊)八天地町大門湯前ニ於テ上半身裸體ニテ道路ニ坐臥シテリ(九月十七日)ク那覇ラヂオ商會(沖書店斜向)階上ニ宿營シ部隊ハ酒宴ヲ催シシ

タルモノ如ク歌ヒ且踊リアルヲ路上ヨリ通視セラル

一般民衆ノ面前ニ於テ斯ル行爲ハ不可ナリ(九月二十三日)

九月二十日以降那覇ニ於テ軍刀ヲ購入セシ者アラバ購入月日購入先及刀ノ状況ヲ調査シ十月一日迄其ノ有無ヲ報告コト

最近將校ニシテ辻町ヲ酩酊徘徊スルモノ多シ殊ニ入口ノ扉等ヲ刀ニテ強打スル等軍人威信ヲ失墜スルガ如キ行爲ヲナス者アリ 嚴ニ注意コト

10軍屬及在郷軍人ニ對シ近ク戦力調査ヲ實施セラルニ付勤勞奉仕者等ニ對シ軍人分會長ヨリ要求アリタル時ハ各部隊ニ於テ便宜ヲ與フルコト

公用者鐵道無賃乗車ノ証トシテ那覇驛内監理所ヨリ優待券ヲ發行セラルニ付各部隊ノ使用區間所要枚數ヲ十月三日迄ニ

當部ニ報告ナシト當部ニ取纏メテ處置ス

12 各地ニシテ患者發生シテ防疫軍紀ノ確立ヲ期セシ度

13 台灣全島ニ直リテシテ熱發生シテ宮古島ニ於テモ發生ヲ見ル

特ニ防疫處置ニシテ遺憾ナキヲ期セシ度

14 今年ハ冬衣袴ハ支給セラレザル豫定ナルモ各人ニ冬襦袢袴下

及毛布ハ更ニ一枚ヲ交付セラル豫定ナリ(球經理部)

15 遺骨安置所ヲ真教寺ト指定セラレタル付同寺ノ神聖ヲ保ツ

如ク指導セラレ度 持ニ部隊ニ於テ宿營セントスルトキハ軍ニ連

絡シタル後 宿營スルコト

16 最近那覇借行社ヲ使用スル者激増シ公武ノ為ニ使用シ得ザル

カ如キ景況ナル付公武ヲ問テ前日軍管理部門ニ連絡シタル後

使用シト又軍人以外ノ者ト會食セントスルトキハ副委員長球

高級副官ノ許可ヲ受ケルコト(公武ノ場合ヲ除ク)

17 沖繩縣ニ忠靈塔公健設セラレザル方針ニ付分骨ハ必要ナシ但シ沖繩

縣出身者ハ必要トス 尚沖繩縣出身者ノ分骨取扱ニ關シテハ

縣及聯隊區司令部下協議ノ上決定ス

18 最近徵用ヲ免ルルタメ軍屬ヲ希望スル者多シ 各隊ハ採用ニ方

ハ動員署又ハ前雇備先ト連絡シ上雇備ノコト

又某隊ノ中尉ガ雇備シアル者ニ證明書ヲ交付シタル事實アルモ

球部隊本部ノ證明ニテ徵用動員等ヲ免ラレルモノニ付爲念

六 作業露營等ニテ農作物ヲ荒サシムル事ニ關シテ兵團會報

第四六號其他通牒ニ示シタル所ナルモ今次飛行場作業

ニテテ部外ヨリノ申出モ亦各隊ハ注意セラレ度

石兵團會報



十月一日六〇
浦添國民學校



一 自今申告書ハ端書(端書キトキハ端書ノ形式ニテ用紙隨意)ニテ提出ノコト

二 各部隊現地自活用仔豚ノ飼育ハ遂次開始セラレヤル事
繩縣ハ豚ノ傳染病濃厚常在地ニテ豫防注射ヲセザレバ
全滅スルコトアリ 依テ巡回豫防注射實施上必要ナルニ付
各部隊ハ仔豚購入ノ都度其ノ頭數購入町村名ヲ獸醫
部ニ通報ノコト

三 那霸開南中學校ニ開設中ノ陸軍病院ハ沖繩陸軍
病院ニシテ那霸陸軍病院ニアラザルニ付承知ノコト
四 巡察報告中左ノ如キモノアリ

隊長	副隊長	書記	庶務	衛生	教育	警備	交通	給養	馬車	馬具	馬房	馬場	馬道	馬路	馬橋	馬池	馬井	馬塚	馬墓	馬塚	馬墓
----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----